

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(ア) 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・化学・心理・児童福祉・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・電気・埋蔵文化財保護・警察事務・警察化学・少年補導	昭和56年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者若しくは平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者	5月7日から5月31日まで	6月30日	8月3日から8月7日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 55問から20問自由選択 90分(行政・警察事務) 択一式及び記述式(埋蔵文化財保護) 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 討論型個別面接(行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	総合土木		10月28日から11月19日まで	12月1日	12月22日	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 論文試験 適性検査
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A(出雲)・学校事務A(石見)・学校事務A(隠岐)・学校事務B(出雲)・学校事務B(石見)・警察事務	[学校事務A] 昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分] 平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	7月29日から8月30日まで	9月29日	10月27日から10月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	診療放射線技師	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む)	7月29日から8月30日まで	9月29日	10月27日から10月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
資格免許 職試験	保健師	昭和59年4月2日 以降に生まれた 者で、保健師の 免許を有する者 (取得見込み含 む。)	7月29日 から 8月30日 まで	9月29日	10月27 日から 10月29 日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
経験者採 用試験	行政	昭和53年4月2日 から平成元年4 月1日までに生 まれた者	5月7日 から 5月31日 まで	6月30日	7月27日	教養試験 五肢択一式 40問120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
	総合土木		10月28 日から 11月19 日まで	12月1日	12月22 日	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問90分	人物試験 個別面接 論文試験 適性検査
地区別採 用試験	一般事務(石 見地区)・ 一般事務(隠 岐地区)	昭和53年4月2日 から平成元年4 月1日までに生 まれた者	5月7日 から 5月31日 まで	6月30日	7月27日	教養試験 五肢択一式 40問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒) 試験 (第1回)	男性・女性・ 武道	<p>[男性・女性] 昭和55年4月2日 から平成4年4月 1日までに生ま れた者で、学校 教育法による大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む。)</p> <p>若しくは平成4 年4月2日以降に 生まれた者で大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む。)</p> <p>[武道] 次のア又はイに 該当し、かつ次 のウに該当する 者</p> <p>ア 昭和62年4 月2日から平成4 年4月1日までに 生まれた男性 で、学校教育法 による大学を卒 業した者(卒業 見込者含む。)</p> <p>イ 平成4年4月 2日以降に生ま れた男性で、大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む。)</p> <p>ウ 柔道又は剣 道の段位3段以 上の者</p>	3月11日 から 4月12日 まで	5月12日	6月22日 から 6月26日 まで	<p>教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身体 検査のみ)</p>	<p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)</p>

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒) 試験 (第2回)	男性・女性	[男性・女性] 昭和55年4月2日 から平成4年4月 1日までに生まれ た者で、学校 教育法による大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む。) 若しくは 平成4年4月2日 以降に生まれ た者で大学を卒業 した者(卒業見 込者含む。)	7月29日 から 8月30日 まで	9月22日	11月3日 から 11月5日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (高校卒 業程度) 試験	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和55年4月2日 から平成8年4月 1日までに生まれ た者(ただし、 学校教育法によ る大学を卒業し た者及び卒業見 込みの者を除く。) [武道] 次のア及びイの いずれにも該当 する者 ア 昭和62年4 月2日から平成8 年4月1日までに 生まれた男性 (ただし、学校 教育法による大 学を卒業した者 及び卒業見込み の者を除く。) イ 柔道又は剣 道の段位3段以 上の者(柔道は、 平成26年3月31 日までに高校卒 業見込みの者に 限り、段位2段 以上)	7月29日 から 8月30日 まで	9月22日	11月2日 から 11月5日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道は身体 検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H26.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒			
大学卒業程度	行政	20	男	266	194			194	72.9%	46			46	45	15			15	7.7%	12.9	12
			女	99	71			71	71.7%	7			7	7	5			5	7.0%	14.2	4
			計	365	265			265	72.6%	53			53	52	20			20	7.5%	13.3	16
	化学	4	男	28	22			22	78.6%	8			8	8	4			4	18.2%	5.5	4
			女	8	7			7	87.5%	2			2	2	0			0	0.0%		
	計	36	29			29	80.6%	10			10	10	4			4	13.8%	7.3	4		
	心理	1	男	6	5			5	83.3%	3			3	3	0			0	0.0%		
			女	12	9			9	75.0%	3			3	3	1			1	11.1%	9.0	1
	計	18	14			14	77.8%	6			6	6	1			1	7.1%	14.0	1		
	児童福祉	2	男	3	3			3	100.0%				0								
			女	7	6			6	85.7%	3			3	3	2			2	33.3%	3.0	1
	計	10	9			9	90.0%	3			3	3	2			2	22.2%	4.5	1		
	農業	5	男	16	13			13	81.3%	7			7	7	3			3	23.1%	4.3	3
			女	15	11			11	73.3%	5			5	5	2			2	18.2%	5.5	2
計	31	24			24	77.4%	12			12	12	5			5	20.8%	4.8	5			
畜産	1	男	2				0	0.0%													
		女	3	3			3	100.0%	3			3	3	1			1	33.3%	3.0	1	
計	5	3			3	60.0%	3			3	3	1			1	33.3%	3.0	1			
林業	6	男	13	9			9	69.2%	6			6	6	6			6	66.7%	1.5	6	
		女	3				0	0.0%													
計	16	9			9	56.3%	6			6	6	6			6	66.7%	1.5	6			
水産	3	男	20	11			11	55.0%	7			7	7	3			3	27.3%	3.7	3	
		女	3	2			2	66.7%	1			1	1	0			0	0.0%			
計	23	13			13	56.5%	8			8	8	3			3	23.1%	4.3	3			
総合土木	19	男	44	31			31	70.5%	25			25	23	17			17	54.8%	1.8	15	
		女	5	4			4	80.0%	3			3	3	3			3	75.0%	1.3	3	
計	49	35			35	71.4%	28			28	26	20			20	57.1%	1.8	18			
建築	4	男	12	8		1	9	75.0%	4		1	5	3	2		1	3	33.3%	3.0	3	
		女	2	2			2	100.0%	2			2	2	1			1	50.0%	2.0	1	
計	14	10		1	11	78.6%	6		1	7	5	3		1	4	36.4%	2.8	4			
電気	4	男	22	16			16	72.7%	10			10	10	4			4	25.0%	4.0	4	
		女	0																		
計	22	16			16	72.7%	10			10	10	4			4	25.0%	4.0	4			
埋蔵文化財保護	1	男	8	7			7	87.5%	2			2	2	0			0	0.0%			
		女	10	7			7	70.0%	4			4	4	1			1	14.3%	7.0	1	
計	18	14			14	77.8%	6			6	6	1			1	7.1%	14.0	1			

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H26.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他
大学卒業程度	警察事務	5	男	48	32		1	1	34	70.8%	9			1	10	9	2			2	5.9%	17.0	2
			女	39	26	2	1		29	74.4%	8	1	1		10	10	3	1	1	5	17.2%	5.8	3
			計	87	58	2	2	1	63	72.4%	17	1	1	1	20	19	5	1	1	7	11.1%	9.0	5
	警察化学	1	男	7	4				4	57.1%	3				3	2	0			0	0.0%		
			女	5	4				4	80.0%	3				3	3	1			1	25.0%	4.0	1
計	12	8				8	66.7%	6				6	5	1			1	12.5%	8.0		1		
少年補導	1	男女計	4	4			4	100.0%	1				1	0									
			男女計	1	1			1	100.0%					0									
			男女計	5	5			5	100.0%	1				1	0								
総合土木 (12月実施)	2	男	23	12				12	52.2%	7				7	7	2			2	16.7%	6.0	2	
		女	1	1				1	100.0%	1				1	1	1			1	100.0%	1.0	1	
計	24	13				13	54.2%	8				8	8	3			3	23.1%	4.3		3		
合計	79	男	522	371	0	1	2	374	71.6%	138	0	0	2	140	132	58	0	0	1	59	15.8%	6.3	54
		女	213	154	2	1	0	157	73.7%	45	1	1	0	47	47	21	1	1	0	23	14.6%	6.8	19
		計	735	525	2	2	2	531	72.2%	183	1	1	2	187	179	79	1	1	1	82	15.4%	6.5	73

第1次試験：6月30日 第2次試験：8月3日～7日

総合土木（12月実施） 第1次試験：12月1日 第2次試験：12月22日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計
高 校 卒 業 程 度	一般事務	2	男	15		1	6	5	12	80.0%		1	6	5	12			2	1	3	25.0%	4.0	3	
			女	9		5		1	6	66.7%		2		1	3	1		1		1	16.7%	6.0	1	
			計	24		6	6	6	18	75.0%		3	6	6	15	13		4	2	1	4	22.2%	4.5	4
	総合土木	4	男	9			2	7	9	100.0%			2	7	9				2	4	6	66.7%	1.5	3
			女	2				1	1	50.0%				1	1						6	60.0%	1.7	3
	学校事務A (出雲地区)	10	男	93	56	1	4	13	74	79.6%	17			1	18	15	4			4	5.4%	18.5	3	
			女	63	44	5	2	4	55	87.3%	11				11	11	6			6	10.9%	9.2	4	
	学校事務A (石見地区)	2	男	17	13		1	1	15	88.2%	5				5	4				0	0.0%			
			女	9	7				7	77.8%	4				4	4	2			2	28.6%	3.5	1	
	学校事務A (隠岐地区)	1	男	5	2		1	2	5	100.0%	1		1	2	4	3				0	0.0%			
女			2	2				2	100.0%	2				2	2	1			1	50.0%	2.0	1		
学校事務B (出雲地区)	7	男	31		1	12	16	29	93.5%			4	8	12	12			1	3	4	13.8%	7.3	2	
		女	24		9	12	3	24	100.0%		3	3		6	6		1	2	3	12.5%	8.0	2		
学校事務B (石見地区)	2	男	10			5	4	9	90.0%			4	3	7	6				1	1	2	22.2%	4.5	2
		女	1					0	0.0%											2	22.2%	4.5	2	
警察事務	2	男	15		1	9	4	14	93.3%		1	2	2	5	5		1	1	2	14.3%	7.0	1		
		女	18		8	6	3	17	94.4%		5	2	2	9	9		3	1	4	23.5%	4.3	4		
合計	30	男	195	71	4	40	52	167	85.6%	23	2	19	28	72	65	4	1	7	9	21	12.6%	8.0	14	
		女	128	53	27	20	12	112	87.5%	17	10	5	4	36	33	9	5	3	0	17	15.2%	6.6	13	
		計	323	124	31	60	64	279	86.4%	40	12	24	32	108	98	13	6	10	9	38	13.6%	7.3	27	

第1次試験：9月29日 第2次試験：10月27日～10月29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H26.5.1現在			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計
資格 免許 職	診療放射線技師	2	男	2	1			1	2	100.0%	1			1	2	1	1			1	50.0%	2.0	1	
			女	2		1		1	2	100.0%		1			1	1				0	0.0%		0	
			計	4	1	1		2	4	100.0%	1	1		1	3	2	1			1	25.0%	4.0	1	
	保健師	6	男	3	2	1			3	100.0%	2			2	2	2				2	66.7%	1.5	2	
			女	18	15	1			16	88.9%	13			13	11	4			4	25.0%	4.0	3		
			計	21	17	2			19	90.5%	15			15	13	6			6	31.6%	3.2	5		
職	合計	8	男	5	3	1	0	1	5	100.0%	3	0	0	1	4	3	3	0	0	0	3	60.0%	1.7	3
			女	20	15	2	0	1	18	90.0%	13	1	0	0	14	12	4	0	0	0	4	22.2%	4.5	3
			計	25	18	3	0	2	23	92.0%	16	1	0	1	18	15	7	0	0	0	7	30.4%	3.3	6

第1次試験：9月29日 第2次試験：10月27日～10月29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H26.5.1現在			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計
経験者	行政	2	男	63	44	3		2	49	77.8%	10			1	11	11	2			2	4.1%	24.5	2	
			女	16	8	1			9	56.3%					0									
			計	79	52	4		2	58	73.4%	10			1	11	11	2			2	3.4%	29.0	2	
	総合土木	2	男	13	8			2	10	76.9%	7			1	8	8	5			5	50.0%	2.0	5	
			女	0																				
	計	13	8			2	10	76.9%	7			1	8	8	5			5	50.0%	2.0	2.0	5		
合計	4	男	76	52	3	2	2	59	77.6%	17	0	1	1	19	19	7	0	0	0	7	11.9%	8.4	7	
		女	16	8	1	0	0	9	56.3%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0	0	
計	92	60	4	2	2	68	73.9%	17	0	1	1	19	19	7	0	0	0	7	10.3%	9.7	7			

行政： 第1次試験：6月30日 第2次試験：7月27日

総合土木： 第1次試験：12月1日 第2次試験：12月22日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H26.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他
地区別	一般事務 (石見地区)	1	男	19	8	1	1	5	15	78.9%	6			1	7	6			0	0.0%			1
			女	11	4	5	1		10	90.9%	1	1			2	2	1			1	10.0%	10.0	1
			計	30	12	6	2	5	25	83.3%	7	1		1	9	8	1		1	4.0%	25.0	1	
	一般事務 (隠岐地区)	1	男	6	3			1	4	66.7%	3			1	4	4	1			1	0.0%	4.0	1
			女	7	3	1	2	1	7	100.0%	2		2	1	5	5			0	0.0%			
	計	13	6	1	2	2	11	84.6%	5		2	2	9	9	1			1	9.1%	11.0	11.0	1	
合計	2	男	25	11	1	1	6	19	76.0%	9	0	0	2	11	10	1	0	0	0	1	5.3%	0.0	1
		女	18	7	6	3	1	17	94.4%	3	1	2	1	7	7	1	0	0	0	1	5.9%	17.0	1
計	43	18	7	4	7	36	83.7%	12	1	2	3	18	17	2	0	0	0	2	5.6%	18.0	2		

第1次試験：6月30日 第2次試験：7月27日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H26.5.1現在			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計
警察官	大学卒 (第1回)	35	男	205	154				154	75.1%	131				131	119	48				48	31.2%	3.2	33
		5	女	45	28				28	62.2%	15				15	15	5				5	17.9%	5.6	5
		40	計	250	182				182	72.8%	146				146	134	53				53	29.1%	3.4	38
	大学卒 (第1回) (武道)	1	男	5	5				5	100.0%	4				4	4	1				1	20.0%	5.0	1
		1	女	5	5				5	100.0%	4				4	4	1				1	20.0%	5.0	1
	大学卒 (第2回)	10	男	104	68				68	65.4%	31				31	30	9				9	13.2%	7.6	8
		2	女	14	8				8	57.1%	5				5	4	3				3	37.5%	2.7	3
	高校卒業程度	13	男	130		2	95	15	112	86.2%		1	32	9	42	41			16	1	17	15.2%	6.6	17
		3	女	16		2	9	4	15	93.8%		0	6	3	9	9			4	1	5	33.3%	3.0	5
	高校卒業程度 (武道)	1	男	2			2		2	100.0%			1		1	1			0		0	0.0%		
		1	女	2			2		2	100.0%			1		1	1			0		0	0.0%		
	合計	60	男	446	227	2	97	15	341	76.5%	166	1	33	9	209	195	58	0	16	1	75	22.0%	4.5	59
10		女	75	36	2	9	4	51	68.0%	20	0	6	3	29	28	8	0	4	1	13	25.5%	3.9	13	
70		計	521	263	4	106	19	392	75.2%	186	1	39	12	238	223	66	0	20	2	88	22.4%	4.5	72	

大学卒 (第1回) ……第1次試験：5月12日、第2次試験：6月22日～26日

大学卒 (第2回) ……第1次試験：9月16日、第2次試験：11月3日～5日

高校卒業程度 ……第1次試験：9月16日、第2次試験：11月2日～5日

(イ) 昇任試験

現在実施している昇任試験は、警察官の階級（警部・警部補・巡査部長）の各職への昇任試験のみであり、その実施については警察本部長に委任している。

（職員の任用に関する権限を委任する規則第2条第1項第6号）

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施通知日	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	7月10日	(法学試験) 9月4日 (1次試験) 10月4日	10月28日	(法学試験) 筆記試験3科目 勤務成績等評定 (一次試験) 筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇任試験	一般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月10日	(予備試験) 9月3日 (1次試験) 10月7日	11月12日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者で、年齢40歳以上の者	7月10日	10月7日	11月12日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月10日	(予備試験) 9月2日 (1次試験) 10月8日	11月13日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者で、年齢35歳以上の者	7月10日	10月8日	11月13日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予備試験			第1次試験			第2次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	199	194	97.5	103	102	99.0	25	14	13.7	14
警部補昇任試験	一般	※ 238	※ 209	87.8	93	114	97.4	40	28	24.6	27
	専門	12	—	—	—	12	100.0	6	3	25.0	3
	計	※ 250	※ 209	87.8	93	126	97.7	46	31	24.6	30
巡査部長昇任試験	一般	※ 314	※ 294	93.6	101	119	99.2	59	44	37.0	44
	専門	7	—	—	—	7	100.0	4	2	28.6	2
	計	※ 321	※ 294	93.6	101	126	99.2	63	46	36.5	46
合計		※ 770	※ 697	92.8	297	354	98.6	134	91	25.7	90

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者24名。巡査部長予備免除者19名)

イ 選考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第7条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	8 (8)	— ^人	— ^人	12 (12) ^人	— ^人	20 (20) ^人
	第3条第3号 (海事職)	1	—	3 (1)	—	—	4 (1)
	第4号 (研究職の2級以上)	—	—	—	—	—	—
	第5号～7号、9～11号 (医療職)	12 (1)	51	—	—	—	63 (1)
第5号 (他の地方公共団体又は国の在職者)	2 (2)	—	—	6 (6)	—	8 (8)	
第6号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—	
第7号・8号 (競争試験を行うことが不適当な職)	4	1	3	1	—	9	
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条		13	—	—	—	—	13
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—
合 計		40 (11)	52	6 (1)	19 (18)	—	117 (30)

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

部 局		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職 種							
行 政 職	部・次長級	1					1
	課長級	2					2
	グループリーダー	1					1
	企画員	1					1
	主任・主任主事・ 主任技師・主事・技師級	7	1	1	3		12
	計	12	1	1	3		17
公 安 職	警 視				3		3
	警部・警部補級				7		7
	巡査部長				6		6
	巡 査						
	計				16		16
海 事 職		1		3			4
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員	2		2			4
医療職(一)	医 師	4	1				5
医療職(二)		8	5				13
医療職(三)			45				45
任期付職員		13					13
合 計		40	52	6	19		117

c 公開選考試験実施結果 (a 及び b の一部)

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 ※26.5.1現在	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒					高校卒
選 考 試 験	研究員 (機械金属技術)	1	男女計	6 0 6	2 0 2			2	33.3% 33.3%	0 0 0				2 0 2				0 0 0	0.0% 0.0%		0	1次:6/30 ~7/1 2次:8/7	
	研究員 (応用化学技術)	1	男女計	9 2 11	7 2 9			7 2 9	77.8% 100.0% 81.8%	5 1 6			5 1 6	5 0 2	2 0 2			2 0 2	28.6% 0.0% 22.2%	3.5	2	1次:6/30 ~7/1 2次:8/7	
	文化財研究員 (日本古代史)	2	男女計	26 8 34	21 7 28			21 7 28	80.8% 87.5% 82.4%	5 2 7			5 2 7	5 2 7	2 0 2			2 0 2	9.5% 0.0% 7.1%	14.0	2	1次:6/30 2次:8/7	
	獣医師	7	男女計	3 0 3	3 0 3			3	100.0% 100.0%	第2次試験なし				2 0 2			2 0 2	66.7% 66.7%	1.5	2	6/30~ 7/1実施		
	薬剤師	2	男女計	3 1 4	2 1 3			2 1 3	66.7% 100.0% 75.0%	第2次試験なし				1 1 2			1 1 2	50.0% 100.0% 66.7%	2.0	0	6/30~ 7/1実施		
	身体障がい者対象 (一般事務)	1	男女計	1 3 4	1 1 2		1	3 4	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし				1 1 2	1	1		0 2 2	0.0% 66.7% 50.0%	2.0	2	10/20実施	
	身体障がい者対象 (学校事務)	1	男女計	1 1 2	1 1 2			1 1 2	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし				1 1 2			0 1 1	0.0% 100.0% 50.0%	1.0	1	10/20実施		
	原子力	1	男女計	0 0 0						第2次試験なし												0	
	警察職員 (ヘリコプター整備士)	1	男女計	1 0 1			1	1	100.0% 100.0%	第2次試験なし				1 0 1			1 0 1	100.0% 100.0%	1.0	1	10/20実施		
	職業訓練指導員 (事務ワーク科)	1	男女計	0 0 0						第2次試験なし												0	
	船舶乗組員 (航海)	1	男女計	4 0 4	1 0 1		2	3	75.0% 75.0%	第2次試験なし							1 0 1			1 0 1	33.3% 33.3%	3.0	0

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H26.5.1現在	備考		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒					高校卒	その他
選考試験	船舶乗組員 (機関士)	1	男女計	2			1	1	50.0%	第2次試験なし								0	0.0%			0	12/14実施	
	船舶乗組員 (機関)	1	男女計	0						第2次試験なし												0		
	船舶乗組員 (司厨)	1	男女計	5	1		4	5	100.0%	第2次試験なし							1	20.0%	5.0		1	12/14実施		
	職業訓練指導員 (事務ワーク科) (第2回)	1	男女計	1		0		0	0.0%	第2次試験なし												0		
	船舶乗組員 (機関)	1	男女計	1			1	1	100.0%	第2次試験なし							1	100.0%	1.0		1	1/25実施		
	水産練習船乗組員 (第2回) (機関)	1	男女計	1			1	1	100.0%	第2次試験なし							1	100.0%	1.0		1	1/25実施		
	合計	25	男女計	63	38	1	7	3	49	77.8%	10	0	0	0	10	12	8	0	3	1	12	24.5%	4.1	10
			16	12	1	0	1	14	87.5%	3	0	0	0	3	3	3	1	0	0	4	28.6%	3.5	3	
			79	50	2	7	4	63	79.7%	13	0	0	0	13	15	11	1	3	1	16	25.4%	3.9	13	

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R26.5.1現在	備考			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒					高校卒	その他	計
選 考 試 験 （ 病 院 局 ）	看護師	(5)	男 女 計	2 5 7		1 1 1		1 5 6	2 5 7	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし					1 3 4	2 3 5	100.0% 60.0% 71.4%	1.0 1.7 1.4	2 2 4	6/30				
	看護師	(50)	男 女 計	8 53 61	2 12 14	3 18 21		3 20 23	8 50 58	100.0% 94.3% 95.1%	第2次試験なし				2 12 14	1 18 19	2 18 20	5 48 53	62.5% 96.0% 91.4%	1.6 1.0 1.1	3 31 34	8/17 ~ 8/18			
	看護師	(若干名)	男 女 計	0 1 1				1 1 1	1 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし						1 1 1	100.0% 100.0% 100.0%	1.0 1.0 1.0	1 1 1	1/18				
	助産師	(若干名)	男 女 計	0 0 0							第2次試験なし										0	6/30			
	助産師	(5)	男 女 計	0 10 10		9 9			9 9	90.0% 90.0% 90.0%	第2次試験なし				8 8		8 8	88.9% 88.9% 88.9%	1.1 1.1 1.1	6 6 6	8/17 ~ 8/18				
	薬剤師	(若干名)	男 女 計	6 5 11	6 5 11				6 5 11	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし				2 0 2		2 0 2	33.3% 0.0% 18.2%	3.0 5.5 5.5	2 2 2	6/30				
	臨床工学技士	(1)	男 女 計	4 0 4	1 1 1			3 3 3	4 4 4	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし						1 1 1	25.0% 25.0% 25.0%	4.0 4.0 4.0	1 1 1	8/17				
	臨床工学技士	(1)	男 女 計	5 0 5	2 2 2			3 3 3	5 5 5	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし						1 1 1	20.0% 20.0% 20.0%	5.0 5.0 5.0	1 1 1	12/15				
	視能訓練士	(1)	男 女 計	1 1 2				1 1 2	1 1 2	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし						0 1 1	0.0% 100.0% 50.0%	2.0 1.0 2.0	1 1 1	9/29				
	臨床心理士	(1)	男 女 計	1 4 5	1 4 5				1 4 5	100.0% 100.0% 100.0%	第2次試験なし						0 1 1	0.0% 25.0% 20.0%	4.0 4.0 5.0	1 1 1	9/29				
合計	(64)	男 女 計	27 79 106	12 30 42	4 18 22	0 0 0	11 27 38	27 75 102	100.0% 94.9% 96.2%						4 21 25	2 18 20	0 0 0	5 23 28	11 62 73	40.7% 82.7% 71.6%	2.5 1.2 1.4	9 42 51			

(イ) 昇任選考

a 級別昇任者数

給料表	部局	知事部局	病院局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
	級						
行政職	9	6		2	2		10
	8	22			4	1	27
	7	20		2			22
	6	66	1	4	7	2	80
	5	76	1	5	15	5	102
	4	110	4	8	16	7	145
	3	27	1		4	10	42
	2	67	5	3	16	7	98
	計	394	12	24	64	32	526
公安職	9					9	9
	8					7	7
	7					7	7
	6					35	35
	5					44	44
	4					13	13
	3						
	計					115	115
海事職	5						
	4						
	3				1		1
	2				3		3
	計				4		4
研究職	5						
	4	4			1		5
	3	10			2		12
	2						
	計	14			3		17
医療職(一)	4		2				2
	3	1	4				5
	2	2	1				3
	計	3	7				10
医療職(二)	7						
	6	3					3
	5	3	4				7
	4	4	2				6
	3	3	7				10
	2						
	計	13	13				26
医療職(三)	7						
	6		3				3
	5	1	6				7
	4	3	15				18
	3	5	59				64
	2						
	計	9	83				92
合計		433	115	24	71	147	790

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成25年10月18日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(ア) 職員の給与に関する報告

a 職員給与の概況

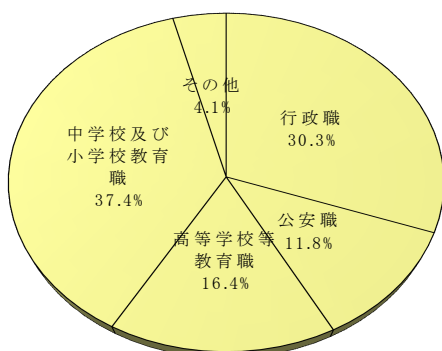
県職員の平成25年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

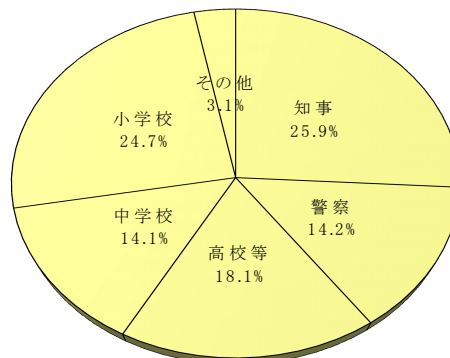
給料表	職員数（構成比）		平均年齢		平均経験年数	
	平成25年 人	平成24年 人	平成25年 歳	平成24年 歳	平成25年 年	平成24年 年
行政職	3,804 (30.3%)	3,677 (29.5%)	44.3	44.1	22.9	22.5
公安職	1,477 (11.8%)	1,454 (11.7%)	39.0	39.5	17.8	18.5
海事職	46 (0.4%)	46 (0.4%)	40.2	42.0	20.2	21.9
研究職	251 (2.0%)	248 (2.0%)	42.2	42.2	19.1	19.0
医療職（1）	42 (0.3%)	46 (0.4%)	45.4	44.2	19.4	18.3
医療職（2）	102 (0.8%)	99 (0.8%)	42.6	43.0	18.7	19.1
医療職（3）	70 (0.6%)	71 (0.6%)	41.7	41.9	19.4	19.5
高等学校等教育職	2,065 (16.4%)	2,034 (16.3%)	44.3	44.4	21.6	21.7
中学校及び小学校教育職	4,698 (37.4%)	4,779 (38.4%)	46.2	45.8	23.5	23.1
合計	12,555 (100.0%)	12,454 (100.0%)	44.3	44.2	22.1	22.0

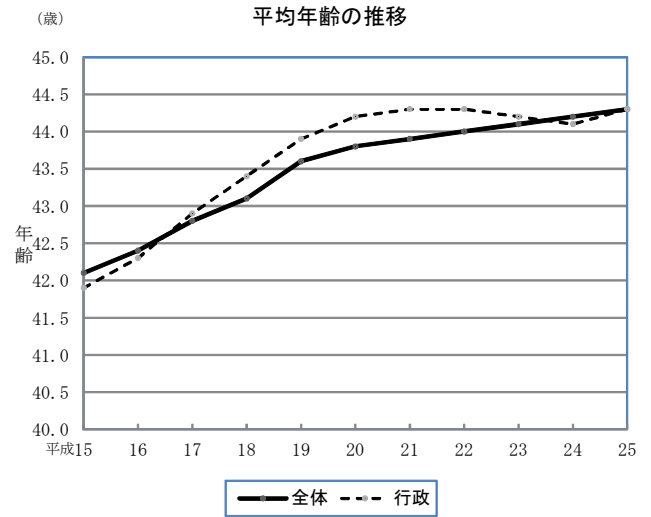
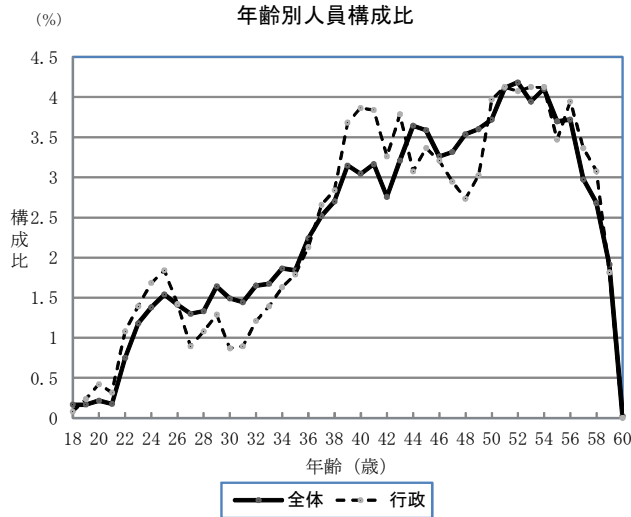
(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



部局別職員構成比





職員の平均給与月額の状態

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成25年	平成24年	平成25年	平成24年
給 料	円 365,101	円 361,758	円 339,920	円 336,733
管 理 職 手 当	6,203	6,311	7,961	8,195
扶 養 手 当	10,663	10,812	11,683	11,777
地 域 手 当	464	501	603	623
住 居 手 当	3,696	3,661	2,503	2,405
特 地 勤 務 手 当	3,979	4,163	2,920	3,006
そ の 他	2,319	2,480	1,855	1,901
合 計	392,425	389,686	367,445	364,640

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特勤手当の欄は、特勤手当（準ずる手当を含む。）及びへき手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所269のうちから層化無作為抽出法により抽出した145事業所を対象に「平成25年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち135事業所の調査を完了した。

なお、「職種別民間給与実態調査」においては、従来、公民の給与の比較の対象としていた事務・技術関係職種の従業員が少数であると考えられていた「農業・林業」、「宿泊業・飲食サービス業」等の産業は、調査対象産業としてこなかったところであるが、民間給与の状況をできる限り広く把握するため、本年調査から対象を全産業に拡大して実施した。これに伴い、調査の対象となった事業所は、昨年比で22増加した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、93.8%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種 3,694 人及び医師等職種 1,155 人について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 43.1% (昨年 36.4%)、高校卒で 27.1% (同 31.8%) であり、そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 95.0% (同 82.1%)、高校卒で 96.5% (同 80.7%) となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は 17.5% (昨年 17.7%)、ベースアップを中止した事業所の割合は 30.9% (同 30.2%) となっている。

また、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は 79.1% (同 78.9%) で、ほぼ昨年並みに約 8 割の事業所において定期昇給が実施されている。昇給額については、昨年と比べて変化がない事業所の割合が全体の 50.6% (同 35.3%) となっている。

民間における給与改定の状況

(単位: %)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	17.5 (17.7)	30.9 (30.2)	0.0 (0.9)	51.6 (51.2)
課長級	14.4 (17.0)	32.8 (28.6)	0.0 (0.9)	52.8 (53.5)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。
2 () 内の数字は、平成24年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位: %)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	82.4 (85.3)	79.1 (78.9)	18.3 (27.1)	10.2 (16.5)	50.6 (35.3)	3.3 (6.4)	17.6 (14.7)
課長級	77.4 (79.5)	74.0 (72.4)	19.2 (22.0)	10.6 (15.1)	44.2 (35.3)	3.4 (7.1)	22.6 (20.5)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。
2 () 内の数字は、平成24年の割合である。

(b) 雇用調整の実施状況

平成25年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は18.0%（昨年25.0%）となっている。

(単位：%)

項目	採用の停止・抑制	転籍・出向	希望退職者の募集	正社員の解雇	部門整理・部門間配転	委託・非正規社員へ転換	残業の規制	一時帰休・休業	ワークシェアリング	賃金カット	計
実施事業所割合	4.7 (7.1)	7.2 (7.0)	6.1 (4.5)	0.9 (0.0)	3.5 (2.3)	1.1 (1.7)	5.3 (4.5)	3.7 (11.5)	0.0 (1.2)	3.5 (4.4)	18.0 (25.0)

(注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。

2 () 内の数字は、平成24年の割合である。

(c) 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で△0.7%、松江市で△0.1%とそれぞれ減少している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ199,870円、227,650円及び255,410円となっている。

(d) 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成24年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、107.5であった。

本県のラスパイレス指数は104.9（平成23年92.9）となっており、全国でも低い水準となっている。

なお、今回の指数が100を超えているのは、国において平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」に基づく給与減額支給措置が講じられていることによるものである。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成24年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
110以上	8
105以上110未満	31
100以上105未満	8
100未満	0
都道府県平均指数	107.5
島根県	104.9

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

(e) 人事院の報告概要（省略）

(f) 職員給与と民間給与との比較

i 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

なお、職員給与については、昨年4月から管理職手当特例条例による減額措置が、また本年7月からは給料の臨時特例条例による減額措置が講じられているところであるが、これらは臨時的・特例的な措置であり、当該減額措置後の職員給与は本来の給与水準とは異なるものであることから、公民比較については、減額措置前の職員給与で行うこととする。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与371,974円に対して職員給与は371,916円であり、58円（0.02%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 A - B ((A-B)/B×100)
371,974円	371,916円	58円 (0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は(ア)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

ii 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の3.70月分に相当していた。これは、昨年(3.69月分)より増加しているが、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.70月)と均衡している。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A - B)
3.70月分	3.70月	0.00月分

(g) 給与の改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

i 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、採用の停止・抑制や一時帰休・休業等の雇用調整を実施した事業所の割合が昨年より減少している等、一部改善傾向が見られるものの、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年と同程度にとどまっており、また、定期昇給において昇給額が昨年と比べて変化がない事業所の割合が約5割となっており、全体として、昨年とほぼ同様の状況にあると考えられる。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と、調査対象を全産業に拡大した職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記(f) i のとおり、職員給与が民間給与を58円(0.02%)下回っているものの、ほぼ均衡している。

よって、本年については、公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこととする。

ii 期末手当・勤勉手当について

前記(f) ii のとおり、民間事業所の特別給の支給割合(3.70月分)は、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.70月)と均衡している。

よって、本年については、職員の期末手当・勤勉手当の改定を行わないこととする。

(h) 給与制度の改正

i 昇給・昇格制度の改正について

国においては、昨年の人事院勧告で、世代間の給与配分を適正化する観点から、早期に50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の改正を行うこととされ、昇格制度の改正については平成25年1月1日から既に実施され、また、昇給制度の改正については平成26年1月1日から実施されることとなっている。

本県においては、50歳台の職員の占める割合が高く、当該職員の給与水準も高くなっていることから、その職員の給与水準の上昇をより抑え、早期に世代間の給与配分の適正化を図る必要がある。また、本県の給与制度については、従来から国の給与制度を基本とし、昇給・昇格制度についても国に準じている。このような観点から、昨年本委員会は、昇給・昇格制度の改正について勧告・報告したところであるが、現在制度改正には至っていない。前述の国の実施を踏まえ、本県においても改正を行う必要がある。

なお、実施時期については、昇給制度の改正は、昇給日が1月1日であることを踏まえ、平成26年1月1日から実施することとする。また、昇格制度の改正は、定期人事異動の時期が4月を基本としていることを踏まえ、平成26年4月1日から実施することとする。

ii 給与制度の総合的見直しについて

国においては、本年の人事院報告で、平成18年度から実施した給与構造改革については一定の成果を得てきたとする一方、我が国の社会経済情勢の急激な変化等の状況に応じ、一層の取組を進めるべき課題が生じてきていることから、給与制度の総合的な見直しが必要であるとしている。

国における給与制度の見直しは、本県の給与制度にも影響を与えることから、今後の国の動向等を注視していく必要がある。

(イ) 人事管理に関する報告

a 人事管理上の課題について

(a) 人材の確保

コミュニケーション能力や企画・立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行い、一定の効果は見られているが、依然として近年の採用試験の受験者数は減少傾向にある。

こうしたことから、今年度の採用試験に際しては、大学卒業程度試験の一部の専門試験において、従来の法律・経済分野からの全問必須解答を、さらに経営学、教育学などを加えた、より広い分野からの出題による選択方式に改めたほか、受験者と面接官が相互に意見を交わす討論型個別面接を導入するなど、より多様な人材が受験しやすい環境を整えるとともに、より人物重視の試験制度としたところである。

今後とも、各試験制度ごとの検証を行うとともに、任命権者との連携を図りながら、適宜、必要に応じて制度の見直しを図っていく。

また、県の仕事の魅力や試験制度などを、受験対象者に広く周知するため、職員採用ガイダンスや大学等での説明会を開催するなど、より効果的な情報発信にも努めていく。

(b) 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に的確に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要である。このためには、職員一人一人の能力と意欲を引き出すための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、更には職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。

また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るために、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後ともこうした取組を一層進めていく必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

現在本県においては、評価結果の昇給・勤勉手当等の処遇への反映について、警察本部が全職員に対して実施しているが、それ以外では、一般行政職員の管理職に対する勤勉手当への反映に止まっている。

任命権者においては、「ア 職員の給与等に関する報告及び勧告」の中で述べた昇給制度の改正による影響も踏まえ、評価結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度を確立し、処遇への反映を拡大していく必要がある。

(d) 女性職員の能力開発のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要がある。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野への配置を進めてきたところであるが、今後一層、女性職員のキャリア形成や、働きやすい環境整備への取組が重要である。

また、平成 23 年 5 月に策定された「第 2 次島根県男女共同参画計画」において、管理職に占める女性職員の割合を平成 27 年度に 7.0%とする数値目標も掲げられており、引き続き、女性職員の県の施策・方針決定過程への参画を促進する必要がある。

(e) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度が整備・充実されてきた。

育児・介護のための休暇や育児休業等の利用状況は、次のとおりである。

i 育児休業等

任命権者は、平成 22 年 3 月に「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定し、平成 26 年度の男性職員の育児休業等取得率（注）の数値目標を 50%として取得率向上に取り組んだところ、平成 24 年度の取得率は 31%と前年度の 42%を下回った。これは、男性の育児参加のための休暇取得者数の減少が主な要因であり、育児休業取得者は 4 人と依然として少ない状況である。

（注） 育児休業等取得率は、育児休業（3歳未満）、育児短時間勤務（小学校就学まで）、部分休業（小学校就学まで 1 日 1 時間以内）、育児時間休暇（3歳未満 1 日 60 分以内）及び男性の育児参加のための休暇（産前・産後休暇中 5 日以内）を、各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

ii 介護のための休暇

介護のための休暇の取得者数は、平成 23 年度の 214 人に対し昨年度は 247 人に増加した。特に、平成 22 年 6 月新設の短期の介護休暇の取得者が、188 人から 226 人へと増加した。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

(f) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であり、任命権者において、これまでも様々な取組がなされているところである。

時間外勤務の縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の継続的な取組にもかかわらず、経済対策、危機管理対応等のため、一人当たりの時間外勤務時間数は4年連続で増加した。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握するとともに、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

また、県立学校の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、月100時間を超える時間外勤務従事人数が年々増加している。

これらの学校現場の特殊性も踏まえ、任命権者は、昨年2月に「教育職員の時間外勤務の縮減に向けての指針」を策定し、部活動休養日の設定、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組んでいる。

引き続き当該指針に沿って、学校ごとの実態を踏まえた実効性のある時間外勤務縮減対策に取り組んでいく必要がある。

(g) メンタルヘルス対策

職員の心身の健康を保持増進することは重要であり、とりわけ、精神疾患による長期の休暇・休職者の割合が依然として高い状況にあつては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題である。

任命権者は、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っている。

しかし、本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とするものは、年度間で増減はあるものの、近年はほぼ横ばいとなっており、大きな改善の傾向は見られない。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努めることが重要である。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

(h) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げが、本年度の定年退職者から開始されることに伴う、公務員の雇用と年金の接続への対応について、本年3月の閣議決定により、国家公務員については、当面、現行の再任用の仕組みにより、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされた。

一方、地方公務員については、国から地方公共団体に対して、当閣議決定の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずるよう要請があり、国に準じた取り扱いをすることとなった。

なお、再任用職員の給与水準や手当の見直しについては、人事院において、来年度の民間給与実態調査により民間の実態を把握した上で、必要な検討が進められる予定であり、本委員会としても適切に対応する必要がある。

(i) 公務員制度改革

公務員制度改革については、本年6月に国家公務員制度改革推進本部において、国家公務員制度改革の基本的方針が決定された。

この方針の中で、幹部職員の一元管理や内閣人事局の設置と人事院の機能移管等について、今後、制度設計を行うこととされ、自立的労使関係制度の措置や地方公務員に関する言及はなかったが、今後の地方公務員制度にも影響を与えるものであることから、引き続き国の動向等を注視する必要がある。

(j) その他（配偶者帯同休業制度）

本年8月に、人事院が、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、国家公務員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者帯同休業制度）の創設について、意見の申し出を行った。地方公務員の取扱いについては、国家公務員の対応を踏まえ、今後、必要な措置が検討される予定であり、本県においても国の動向を注視し、適切に対応する必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を發揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当特例条例及び給料の臨時特例条例による減額措置については、臨時的・特例的な措置でありやむを得ないものであるとはいえ、当該措置後の職員給与は地方公務員法に定める給与決定の原則に基づく水準とは異なるものであることから、当該減額措置終了後には、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(エ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(a) 昇給制度について

55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）以上の職員の昇給について、職員の給与に関する条例第4条第5項（県立学校の教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員にあつては、同条例第11条第1項、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあつては、同条例第12条第1項）に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則等で定める基準に従い決定するものとする。

(b) 改定の実施時期

この改定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施すること。

(3) 勤務条件に関する要求の状況

平成 25 年度中において措置要求はなかった。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 25 年度中において不服申立はなかった。